税制改正 市税条例改正

地方税法などの改正に伴い、小平市税条例などを改正しました。主な内容は、次のとおりです。

◆個人住民税（市・都民税）

▽住宅ローン控除において、適用される入居の期限を令和7年12月31日まで4年延長するなどの措置を講じます

▽上場株式などに係る配当所得および譲渡所得の課税方式を所得税と一致させる措置を講じます

◆固定資産税・都市計画税

▽令和4年度に限り、商業地などに係る課税標準額の上昇幅を、評価額の2・5％（改正前：5％）とします

▽閲覧などに供される固定資産課税台帳に記載されている住所について、住所が明らかにされることにより人の生命または身体に危害を及ぼす恐れがあると認められる場合などに、住所を削除することができる措置を講じます

▽下水道除害施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準の特例割合などを見直す措置を講じます

▽省エネ改修工事が行われた住宅に係る固定資産税の減額措置について、改修工事などに関する事項を見直す措置を講じます

問合せ　税務課▽個人住民税について…☎042（346）9522・9523

▽固定資産税・都市計画税について…☎042（346）9524・9525

条例（骨子案）にご意見を

◆（仮称）小平市個人情報の保護に関する法律施行条例（骨子案）

個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、令和5年4月1日から個人情報の保護に関する法律の規定が地方公共団体に適用されます。

これに伴い、個人情報の保護に関する法律において、条例に規定することを委任されている事項および条例で定めることが許容されている事項を規定する、（仮称）小平市個人情報の保護に関する法律施行条例を新たに制定し、現行の小平市個人情報保護条例は廃止します。

条例（骨子案）へのご意見を、9月27日（火）までに、小平市ホームページの市民意見公募手続（パブリックコメント）からお寄せください（持参・送付・ファクシミリ・電子メール可）。

※条例（骨子案）は、総務課（市役所3階）、市政資料コーナー（市役所1階）、東部・西部出張所、小平市ホームページでご覧になれます。

問合せ　総務課（〒187―8701小平市役所）☎042（346）9580、FAX042（346）9513、✉somu@city.kodaira.lg.jp

◆（仮称）小平市議会の個人情報の保護に関する条例（骨子案）

市議会では、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、小平市個人情報保護条例が廃止されることを受けて、（仮称）小平市議会の個人情報の保護に関する条例の制定を検討しています。

条例（骨子案）へのご意見を、9月27日（火）までに、小平市議会ホームページをご覧のうえ、小平市ホームページのアンケートからお寄せください（持参・送付・ファクシミリ・電子メール可）。

※条例（骨子案）は、議会事務局（市役所7階）、市政資料コーナー（市役所1階）、東部・西部出張所、小平市ホームページでご覧になれます。

問合せ　議会事務局（〒187―8701小平市役所）☎042（346）9566、FAX042（346）9567、✉gikai@city.kodaira.lg.jp

後期高齢者医療制度 被保険者証を10月1日に更新

10月1日から自己負担割合の区分に、新たに2割が追加されるため、新しい保険証（水色）を、9月下旬に簡易書留で発送します。届いたら、必ず内容の確認をお願いします。

現在お使いの保険証（藤色）は、10月1日以降に、ご自身で破棄するか、問合せ先（市役所1階）に返却してください。

※保険証は、個人ごとに発送しているため、同じ世帯の方でも到着日が異なる場合があります。

※2割負担対象者の急激な自己負担額の増加を抑えるために、令和4年10月1日から令和7年9月30日までの3年間について、外来医療の負担増加額の上限を、1か月あたり最大3千円までとします。上限額を超えて支払った金額は、高額療養費として支給する配慮措置が開始されます。詳しくは、同封の書類をご覧ください。

問合せ　保険年金課☎042（346）9538

年金生活者支援給付金制度

年金生活者支援給付金は、公的年金などの収入やそのほかの所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。受給には請求書の提出が必要です。

対象　老齢基礎年金を受給していて、次のすべてに該当する方

▽65歳以上

▽世帯全員が市民税非課税

▽年金収入額とその他所得金額の合計が約88万円以下

※障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方は、前年の所得額が、約4百72万円以下で対象となります。

新たに年金生活者支援給付金の支給対象になる方には、9月初旬ごろから、日本年金機構より請求書を送付しています。同封のはがきに必要事項を記入のうえ、日本年金機構へ提出してください。令和5年1月4日までに請求手続が完了すると、令和4年10月分からさかのぼって受け取れます。

問合せ　給付金専用ダイヤル☎0570（05）4092

記入をお願いします。

問合せ　行政経営課☎042（346）9512

会計年度任用職員（アシスタント職）登録者募集

業務が一時的に繁忙となった場合など、必要に応じて勤務する会計年度任用職員（アシスタント職）の登録を受け付けています。

職種　内勤事務

勤務内容　書類整理、データ入力などの事務補助

報酬　時給1千80円（変更になる場合があります）

提出書類　会計年度任用職員（アシスタント職）登録申込書または履歴書（写真を貼ったもの）

※申込書は、問合せ先で配付しているほか、小平市ホームページからダウンロードもできます。

申込み　提出書類を問合せ先へ持参または送付

※登録者の受付は随時行っています。

※採用人数、勤務時間などは、状況により変動するため、全ての登録者が採用されるわけではありません。

※採用までの流れなど、詳しくは小平市ホームページをご覧ください。

問合せ　職員課（〒187―8701小平市役所）☎042（346）9514

マイナンバーカードの交付申請をサポート

いなげや花小金井駅前店で、交付申請書の記入方法の説明や、マイナンバーカード用の写真撮影、申請書の受け付けをします。

当日の持ち物など、詳しくは小平市ホームページをご覧になるか、お問い合わせください。

とき　9月25日（日）　午前10時～正午、午後1時～4時

ところ　いなげや花小金井駅前店2階休憩スペース（花小金井1―8―3）

定員　60人

申込み　9月22日（木）の正午までに、電話で問合せ先へ（先着順）

問合せ　小平市マイナンバーコールセンター☎042（346）9841

就業構造基本調査にご協力を

10月1日現在で、全国一斉に令和4年就業構造基本調査を行います。9月上旬から10月中旬にかけて、東京都知事任命の調査員が伺います。

調査結果は、全国・地域別に集計され、雇用・経済政策などの基礎資料として活用されます。

対象　次の区域の中で国が抽出した区域に住む15歳以上の方

▽栄町三丁目、小川町一・二丁目、小川西町二丁目、上水新町二丁目、上水本町三・四丁目、上水南町三丁目、喜平町三丁目、学園西町一・三丁目、学園東町、仲町、美園町一丁目、大沼町四丁目、天神町四丁目、鈴木町一・二丁目、花小金井二・五丁目、花小金井南町一丁目

※調査員は写真入りの調査員証を必ず携帯していますので、ご確認ください。

※調査内容の秘密は厳守され、統計目的以外には使用しません。正確な

緑の募金へご協力を

緑の募金は、森林の整備や緑化の普及啓発に役立てられています。皆さんからいただいた募金の一部が市に交付され、市内の樹林の維持・管理事業に充てられます。皆さんの力を合わせて、緑を守り、育てていきましょう。

市役所、図書館、公民館、地域センター、東部・西部出張所などの窓口に募金箱を設置します。皆さんのご協力をお願いします。

とき　10月4日（火）まで

問合せ　水と緑と公園課☎042（346）9830

審議会などの日程

それぞれ傍聴できます。会議録は、後日、市政資料コーナー（市役所1階）または小平市ホームページでご覧になれます。

◆教育委員会定例会

とき　9月15日（木）　午後2時から

ところ　市役所6階大会議室

定員　20人

申込み　当日、午後1時40分から、会場で受付（先着順）

問合せ　教育総務課☎042（346）9568

◆図書館協議会

とき　9月20日（火）　午後2時から

ところ　中央図書館2階会議室

定員　10人

申込み　当日、会場へ（申込み多数の場合は抽選）

問合せ　中央図書館☎042（345）1246

◆青少年問題協議会

とき　9月28日（水）　午後1時30分～3時

ところ　中央公民館学習室4

定員　2人

申込み　当日、会場へ（先着順）

問合せ　子育て支援課☎042（346）9815

◆介護保険運営協議会

とき　9月29日（木）　午後2時から

ところ　福祉会館4階小ホール

定員　5人

申込み　当日、会場へ（先着順）

問合せ　高齢者支援課☎042（346）9823

◆特別支援教育推進委員会

とき　9月29日（木）　午後2時から

ところ　中央公民館講座室2

定員　5人

申込み　当日、午後1時45分から、会場で受付（申込み多数の場合は抽選）

問合せ　指導課☎042（312）1214

◆福祉のまちづくり推進協議会

とき　10月3日（月）　午前9時30分から

ところ　福祉会館4階小ホール

定員　10人

申込み　当日、会場へ（申込み多数の場合は抽選）

問合せ　生活支援課☎042（346）9537

今月の税　9月

◇国民健康保険税の普通徴収（第3期）

※納付は、9月30日（金）の納期限までにお願いします。

※市税はコンビニエンスストアで納付できるほか、インターネットを利用したクレジットカードでの納付（F―REGI（フレジ）公金支払い）、スマートフォンアプリでの納付もできます。

詳しくは、納税通知書をご覧ください。

※便利で納め忘れのない口座振替をご利用ください。

◆市税を納期限内に納付できない方は、納税相談を

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が大幅に減少した、事業の継続が難しくなったなど、市税を納期限内に納付できない事情がある方は、納税が猶予される場合があります。

詳しくは、お問い合わせください。

問合せ　収納課☎042（346）9527